

大雨の影響による停電地域にお住まいのお客さまに対する電気料金等の特別措置について

(中部電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内)

大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの豪雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、本日、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般中部電力ミライズ株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2020年7月13日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（中部電力ミライズ株式会社 WEB サイト 2020年7月10日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 適用対象（2020年7月9日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さま

(1) 災害救助法が適用された地域

【長野県】松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

(2) 隣接する地域

【長野県】上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町、小県郡青木村、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡木祖村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村

【岐阜県】関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村

【愛知県】豊田市、北設楽郡豊根村

【静岡県】静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

※ 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長

2020年6月分（災害救助法の適用日以降に支払期日（検針日の翌日から30日目）を迎えるものに限る）、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 工事費負担金等の免除

被災されたお客さまが被災前と同じ契約内容で電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

また、被災されたお客さまが引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合の初回工事費は申し受けません。

なお、工事費負担金等の免除は2021年1月末日までのお申し込み分となります。

(4) 臨時工事費の免除

被災されたお客さまが臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

なお、臨時工事費の免除は2021年1月末日までのお申し込み分となります。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821（ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以上